

岩手県告示第583号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 及次建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町駅南一丁目127番地
 - ウ 代表者の氏名 及川和彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第7921号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月2日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年9月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第2地割50番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐々木力蔵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8220号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年7月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年9月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社千田産業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢612番地
 - ウ 代表者の氏名 千田俊二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第60213号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社島元組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字土手根106番地
 - ウ 代表者の氏名 秋元健則
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第60222号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月9日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年9月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ZEN

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市飯岡新田5地割44番地10

ウ 代表者の氏名 神山光司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第70129号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年8月26日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年9月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東陵総業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 釜石市大渡町一丁目5番8号

ウ 代表者の氏名 阿部正喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第110112号

(3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年9月6日付けで管工事業及び造園工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和4年8月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 勇等建工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸市上斗米字上川代35番地64

ウ 代表者の氏名 田中館忠

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第150102号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年8月30日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。